

第21回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年1月26日(木)
開 会 午後2時
閉 会 午後3時35分
2. 場 所 名取市役所 6階第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 名取農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について
(3) 農地賃貸借権解約について
5. 出席委員(26人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 相澤 喜美 3番 洞口 ゆかり 4番 武田 由美子
 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和 7番 入間川 康弘
 8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳 10番 布田 順一
 11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治 14番 引地 長一
欠席委員 13番 松浦 朋子
推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 4番 菅野 弘一
 5番 齋 重昭 6番 遠藤 勝典 7番 橋浦 福男
 8番 三浦 裕一 9番 櫻井 勉 10番 武藤 光雄
 11番 西山 剛 12番 松浦 崇 13番 松浦 正博
 14番 相澤 早苗
欠席推進委員 3番 長田 幸夫
6. 事務局出席職員
事務局長 松野 晴美 局長補佐 成田 利顕 主幹 黒澤 千穂
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第21回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第21回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名、計26名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

3番 洞口 ゆかり 委員 4番 武田 由美子 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。相澤喜美代表委員よりご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（相澤喜美委員）

第4班代表委員の相澤喜美です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年1月26日提出。

番号1、大字・字・地番は、堀内字梅183番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は1,269㎡、堀内字梅184番、地目は登記・現況共に畑、登記面積1,362㎡、堀内字梅187番、地目は登記・現況共に畑で登記面積は1,101㎡、合計3,732㎡です。転用目的は花木展示場、資材置場、農機具置場及び駐車場です。貸付人・借受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。開発許可は否。転用目的に係る事

業又は施設の概要は賃借権設定で、許可日より永年間で、賃料は1㎡あたり年額321円、全体として約120万円です。花木展示場1,600㎡、資材置場450㎡、農機具置場にはバックホウ等5台分を収納し、駐車場はトラック4台、来客用12台分です。

位置図・公図につきましては、議案書の2ページ、審査内容及び土地利用計画図については、担任委員会資料1ページ及び2ページをご覧ください。申請地は、市道本郷堀内線を南へ進み、国道4号線岩沼バイパス沿いのオートバックス岩沼バイパス店の東側の畑です。申請地の東側、南側、北側へは、土留め擁壁を設置して土砂の流出を防ぎます。特に南側はブロック塀と土側溝により民家と接するため、土留め擁壁の設置により、排水や土砂流出の対策を行います。花木の展示場として、敷地中央部に砕石敷にして通路を設け、敷地東側奥をトラック等の駐車場や資材置場として使用する事業計画です。展示される花木は造園業者用のもので、低木からある程度大きなものまで花木を置くとのことです。貸付人は、平成26年に農地法第3条の申請により植木の栽培目的で土地を購入しましたが、地下水が高いことが原因で生育状態が悪く、使用目的を変えての申請となりました。

番号2と番号3は、同一事業の申請であるため一括して説明します。

番号2、大字・字・地番は愛島塩手字南田126番1の一部、地目は登記・現況共に田、登記面積は1,197㎡のうち36㎡、外6筆の地目は登記・現況共に田、登記面積は1035.07㎡のうち345㎡、合計381㎡です。転用目的は、鉄塔敷地舗装補修に伴う工事用地（一時転用）です。貸付人・借受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定で、許可日より令和5年4月28日まで、賃料は1㎡あたり月額45円、工事用地及び資機材の運搬路です。

位置図、公図については議案書3ページ、審査内容及び土地利用計画図については担任委員会資料3ページから4ページをご覧ください。申請地は、がんセンターの南側、愛の杜団地、愛島の郷団地の北側に位置します。鉄塔北側には農道が走り、コンクリートの打ち直し等の鉄塔補修工事は農道側から行います。現状は大豆の刈り取られた跡地です。農道側にはU字溝が入り段差があるため枕木を入れ上から鉄板をかぶせて養生させます。鉄塔の中はコンクリートが敷かれ、地震によるものかは不明ですがひびが入り、補修が必要となりました。工事用車両が出入りするため、市建設部土木課と農道占用の協議中です。掘削等を行わない為土砂の流出等はありません。なお、4月下旬から令和5年作の作付けが始まるので、工期の厳守と工事により水路等を破損させることがないよう留意するよう指導しました。

番号3、大字・字・地番は愛島小豆島字後田77番1の一部、地目は登記・現況共に田、登記面積は830㎡のうち52㎡、外5筆の地目は登記・現況共に田、登記面積は2,780㎡のうち450㎡、合計502㎡です。転用目的は鉄塔敷地舗装補修に伴う工事用地（一時転用）で、貸付人・借受人の住所・氏名については、議案書のとおりで

す。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定で、許可日より令和5年4月28日までで、賃料は1㎡あたり月額45円です。2番同様に工事用地及び資機材の運搬路として使用します。

位置図、公図については議案書4ページ、審査内容及び土地利用計画図については担任委員会資料5ページから6ページをご覧ください。申請地は、2番の場所より100mほど南側に位置します。利用権による権利の設定で耕作者がおりますが、耕作者の同意を得た上での申請となります。現在麦が作付けられ、1cmほど発芽中でした。麦の補償についても耕作者の同意を得ているとのことでした。2番の北側の農道から工事の作業を行うとのことと同様の留意事項を伝えました。

番号4、大字・字・地番は下増田字土手西2番3、地目は登記・現況共に畑、登記面積は270㎡、下増田字耕谷4番2、地目は登記田・現況畑、登記面積62㎡、合計332㎡です。転用目的は分家住宅建築、貸付人・借受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。開発許可は要、転用目的に係る事業又は施設の概要は使用賃借権設定で、許可日より永年間、専用住宅1棟2階建、建築面積は61.91㎡です。

位置図・公図については議案書5ページ、審査内容及び土地利用計画図については、担任委員会資料7ページから8ページをご覧ください。申請地は、仙台東部道路名取中央スマートインターチェンジの東側にある耕谷集落の西端です。敷地西側には既存の擁壁があります。駐車場を予定している敷地北側は、少し低いため盛土を行います。北東側にも土留め擁壁を設置します。住宅建設にあたっては全体的に土盛りをします。土砂流出の心配は、土留め擁壁を設置するため問題はないと見てまいりました。残地については、これまで委託により大豆を作付けしていましたが、今回のことで1年休耕させてから再開したいとのことでした。雨水は計画地北側の既存水路へ放流し、汚水は公共下水へ接続させるとのことでした。

議案第1号1番から4番につきましては、1月24日、担任委員会で現地調査を行い、関係者より実情を聴取しました。1番につきましては、花木展示場・駐車場等として転用するものであり、排水等について周囲に影響を及ぼさないよう、土留めの擁壁を設置する等の対応をとること確認しましたので、問題はないものと考えます。2番3番については、工事用地として農地を一時転用するものであり、返還時について聴取したところ、撤去後は耕耘して返還するとしており、2番は耕作への影響はなく、3番は麦が作付けられていましたが、補償対象とすることで、耕作者から同意を得ていることを確認しましたので問題はないと考えます。4番は、分家住宅建築による転用で、土留め擁壁を設置するため土砂の流出等はないとの事から、農地への影響はないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の菅野弘一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

議案第1号1番から4番につきましては、1月24日の担任委員会の現地調査に同行

し、実情調査に立会いました。

1番は、北側、東側、南側には土留め擁壁を設置し、南側水路の機能にも支障を及ぼす恐れはなく、周辺に支障をきたさないよう対応することから、許可については問題ないものと考えます。

2番、3番につきましては、一時的な転用であり、撤去後は耕耘して返還することから、営農には支障を及ぼさないものと考えます。計画では期限前に確実に完了する予定とすることで、2番は耕作に影響しないと考えられ、3番につきましては、麦が作付けされていましたが、麦の作付け部分については補償対象とすることで、許可については問題ないものと考えます。

4番は、分家住宅建築による転用で、土留め擁壁を設置し、汚水は公共下水へ接続することから、周辺農地への影響は無いものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ 8番（渡邊正明委員）

1番について、花木展示場は、一般の方が見に来るのでしょうか。同業者が見に来て買っていくのでしょうか。一般の方を対象にする場合は、駐車場6台分では少ないのではないのでしょうか。まわりは田ですので、来場者の車両が、農業用車両の通行を妨げることが懸念されます。また、トイレも必要となるのではないのでしょうか。

○ 4班代表委員（相澤喜美委員）

議案1号1番ですが、この案件は議案第2号2番と関連があり、議案第2号2番の資料として総会資料8ページ、担任委員会資料9ページをご覧ください。申請地より西側のバイパス寄りに譲受人の事業所があります。そこでは、造園業者への花木の卸売を行っています。今回の施設は、一般の方向けということではありません。トイレは事業所のトイレを使用することになります。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。それでは、相澤喜美代表委員よりご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（相澤喜美委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求める。令和5年1月26日提出。

番号1、大字・字・地番は、植松字宿前210番、地目は登記・現況共に田、登記面積3,898㎡です。権利種別は贈与（持分1/2）で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は162a、世帯員5人、労力人4人です。備考として、後継者へ持分の一部を贈与するものです。

位置図・公図は、総会資料の7ページ、農地法第3条の判断基準は、担任委員会資料9ページになります。申請地については、仙台東部道路仙台空港インターチェンジから北西側に800mほどのところに位置します。稲作の作付けがなされ、冬季の田起こしがされておりまして。

番号2、大字・字・地番は、堀内字南竹281番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は1,019㎡、権利種別は賃貸借、貸付人・借受人の住所氏名については、議案書のとおりです。借受人の経営面積は60a、労力人は9人です。経営面積60aにつきましては、福島県相馬市での経営面積です。備考として賃借権設定、許可日より1年間（借受人は一般法人のため、解除条件付きの賃貸借契約を締結済。）10aあたり98,135円、年額100,000円です。この案件は議案第1号1番と関連があります。議案第1号1番の農地法5条の申請が出された際、既に申請地は許可を得ずに賃貸借がなされていたことが判明し、農地法第3条申請を失念していたということで始末書の提出による追認事案となりました。

位置図・公図は、議案書の8ページ、農地法第3条の判断基準は、担任委員会資料9ページになります。申請地については、議案第1号1番の場所から市道本郷堀内線を西にわたったところにある畑です。公図で確認いただきたいのですが、対象地の西側、堀内字南竹277番、278番、279番までが市街化区域で、278番と279番上に法人事務所、280番を花木の仮置き場としていずれも震災後に購入し使用しており、280番に隣接する281番は花木の育成用地として利用していました。今回申請が行われていなかったことについて質問しましたところ、法令に対する知識不足であったとの回答がありました。281番の南側は道路に接した東角の舂が花木から落ちた葉で詰まっておりますので、清掃するよう指導しました。北側農地との間は土側溝が通っていました。土側溝はきれいに整備されていましたが、大雨等による法面の崩落が心配であることを伝えました。

議案第2号1番、2番につきましては、1月24日、担任委員会にて関係者より実情

を聴取しました。1番は、同居する後継者への贈与であり、許可については問題ないものと考えます。2番は、解除条件付きの賃貸借契約を締結しており、3条申請手続きがなされていなかったことについて、認識不足であったことを十分に反省し、始末書が提出されていることから、追認はやむを得ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に農地利用最適化推進委員の菅野弘一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

議案第2号1番、2番につきましては、1月24日に担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。1番は同居の親族間による後継者への贈与であり、許可について問題はないものと考えます。2番につきましては、解除条件付き賃貸借契約を締結し、許可について、市長からの意見は、農地の利用は確保できるとの判断がなされています。また、令和3年12月15日より無許可で賃貸借が行われていたことについて、十分に反省しており、今回始末書が提出されていることから、追認は止むを得ないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただ今両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はありませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 名取市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「名取市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたしますが、議案説明のため、説明員につきまして入室を許可してもよろしいでしょうか。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、説明人の入室を許可します。

○ 議長（大友正一会長）

それでは、最初に事務局説明をお願いします。

○ 事務局（成田局長補佐）

議案第3号「名取市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、このことに

ついて令和5年1月12日付けで名取市長から、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、別紙「名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）」に基づいて変更したいので、当該計画変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、農業委員会の意見を令和5年1月31日まで求められているので提案する。

1. 意見を求められている内容 別紙「名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）」のとおり。

このことについて、本日お配りした、議案第3号別紙資料の準備をお願いします。変更内容につきましては、名取市生活経済部農林水産課の担当職員の方から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

○ 農林水産課（相澤課長補佐）

農林水産課の相澤と熊谷です。令和2年度から3か年で農業振興地域整備計画の変更の見直し作業について行ってきたところではありますが、3年目にあたる今年度は県の同意を得まして、見直しの方は無事進んでおりますことを報告させていただきます。本日審議いただきたいことについては、熊谷の方から説明させていただきます。

○ 農林水産課（熊谷主事）

農振担当をしております熊谷です。議案第3号別紙資料をご覧ください。資料は1ページから5ページまでとA3見開き地図を付けております。

県営競争力強化基盤整備事業、下余田第2期ほ場整備事業に伴いまして、農振農用地区域へ編入するというものです。ほ場整備事業は令和6年度から16年度の事業計画で行う予定となっています。この度該当地区が決定しましたので、その整備実施に伴い農振農用地ではなかった農地を農振農用地に、いわゆる白地を青地へ編入してほ場整備事業を進めることとなります。具体的な所在地は資料5ページの地番の一覧とA3見開きの地図で確認ください。A3見開き地図の赤く着色した部分が新たに農振農用地に編入される場所にあたり50筆あります。水色に着色した部分と合わせてほ場整備を実施します。合計面積は、28,195.1㎡増加することとなります。

本件は、名取市農業委員会、名取岩沼農業協同組合、土地改良区から意見をいただいたうえで県と協議を行い、公告、縦覧を経て決定する運びとなります。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

○ 14番（引地長一職務代理）

集落があるところを新たに農振農用地へ編入するのはいかななものかと思います。住宅地の隣に農地があるため今回の線引きとなったと思われませんが、青地を白地にするのは大変な労力が必要です。もう少し検討することはできなかったのでしょうか。

○ 農林水産課（相澤課長補佐）

下余田第2期地区は、以前からほ場整備を行うことを住民が希望し準備をしてきております。ほ場整備につきましては、基本的に公共事業となります。法律に基づく関係で、対象地域は農振農用地域ではないと工事ができません。この区域を農振農用地域に編入することは、公共事業としてのほ場整備事業の原理原則でございます。白地から青地に変更させることは、地元の方々の合意を得て進めてきたということで、ご理解いただきたいところです。

確かに住宅地に接続しているということもありますが、この地区は、芹を作付けしている農家が多い地域です。農業振興地域に編入しないとほ整備はできないこととなります。今回は地元の意向もあって多少いびつな形状にはなっていますが、地元の要望を伺いながら、ほ場整備の方を進めていきたいと考えています。

○ 11番（松浦岩男委員）

芹を作付けしている人たちの意見は、どのようなものだったのでしょうか。

○ 農林水産課（相澤課長補佐）

以前からの農振農用地内にあるA3見開き地区の水色の部分にも芹田は有ります。他に地区の色が塗られていない地区の部分にも芹田はありますので、芹の作付けは白い部分も活用したいと考えています。

○ 11番（松浦岩男委員）

仙台市との市境付近やJCHO仙台南病院の前にも多数の芹田があります。これを白地に交換することは移転問題等で大変なことだと思います。地元の大内委員はどのようにお考えでしょうか。

○ 9番（大内繁徳委員）

ただ今松浦委員が指摘した仙台市との市境やJCHO仙台南病院の一本前のところまでは、このほ場整備地域からは外れています。また、地区の白地部分にも芹田は多数あります。芹田は点在しているのであまり影響はないと考えます。議案第3号別紙資料5ページによれば、芹田は3筆で面積は合計12.8aです。この分が集約されていくことになるのですが、地元の皆さんは、あらかじめ了解していると思われま

○ 議長（大友正一会長）

議案第3号に対する農業委員会の意見として説明員の前で何点か意見が出ましたがこれについてももう少し意見がある方は挙手をお願いします。

○ [挙手なし。]

○ 議長（大友正一会長）

意見が無いようなので、説明員には退席頂きます。説明ありがとうございました。ただ今、様々な意見がありましたが、事務局いかがでしょうか。

○ 事務局（成田局長補佐）

ただ今、皆様から様々な意見が出されました。結論として、「意見はない、やむを得ない」という意見集約となると思いますが、事業区域が不整形となり、農地の効率的な

利用に支障が生じることを懸念する意見もあったという内容を加え、農業委員会の意見として取りまとめたいと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

それでは、決をとります。議案第3号について、「当該変更に関し意見はない及び懸念する意見も付記する」ことに賛成の方は挙手をお願いします。

○ [全員挙手]

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は先ほどの意見のとおりといたします。

《議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

それでは、議案書の11ページをご覧ください。議案第4号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和4年12月9日、令和5年1月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和5年1月26日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規9件57,946㎡、更新1件4,195㎡、合計10件62,141㎡。

2 利用権を設定する土地

田50筆62,141㎡、畑0筆、合計50筆62,141㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定8件、所有権移転2件。

② 賃借権の存続期間。4年2件、5年5件、10年1件。

③ 借賃（10a当り）。30kg4件、45kg2件、60kg2件。

④ 所有権移転の売買総額

500,000円1件、768,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和5年1月31日予定。

5 詳細につきましては、議案書12ページから15ページのとおりです。

なお、今回10a当たりの賃借料で玄米60kg、70kg等の調整がありましたが、燃料高騰している旨各調整委員より説明をしたうえで、貸し手借り手双方合意のもとで調整した額となっております。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありました。これについて、ご質問はございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について》

《報告事項（3）農地賃貸借権解約について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用届出について」、報告事項（3）「農地賃貸借権解約について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

別紙議案書により報告事項（1）から（3）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（1）から報告事項（3）までについて承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（黒澤主幹）

〔県営復興ほ場整備事業（名取地区）北部分区・西部分区内の農地に関する申請受付の再開についてと、県営復興ほ場整備事業（名取地区）の東部分区・南部分区、（岩沼地区）第1分区内の農地に関する申請受付の停止について説明を行った。〕

○ 事務局（成田局長補佐）

〔下増田台林地区の農地所有者に対する「新規参入者への貸付等」の意向調査を2月実

施予定である旨の説明を行った。]

[名取市ホームページの賃貸借・売買希望農地情報について更新を行ったことと、賃貸借等希望農地の利用調整を農業委員と推進委員へ依頼した。]

[令和5年度農業労働賃金標準額の設定第2回小委員会を総会終了後開催する旨を連絡した。]

○ 事務局（松野局長）

[2月の農業委員会行事日程の説明を行った。]

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第21回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時35分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和5年1月26日

名取市農業委員会
議 長

署名委員 3番

署名委員 4番
